

資料	No.
	9

(案)

平成 26 年度

港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定について

平成 26 年 9 月

横浜港港湾管理者

横浜市

## 港湾環境整備負担金について

### ○制度概要

港湾の環境向上を目的として、港湾法に定められた制度です。港湾管理者が実施した港湾の環境改善を図る工事等に要した費用の一部を、横浜市港湾環境整備負担金条例に基づき、臨港地区内(含:港湾区域)の事業者の方に負担していただくものです。

### ○負担対象事業者

臨港地区内と港湾区域に合計1万㎡以上の事業場面積を有する事業者

### ○負担対象工事

「港湾緑地の建設工事」「港湾緑地の維持工事」「公害防止対策しゅんせつ工事」「海面清掃工事」「沈船処理工事」の5種類

平成26年度負担対象工事の指定に関する一覧表

表中の[ ]内は、平成25年度のものであります。

負担対象工事(※1) 工事の名称 (工事の種類)	工事が実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用 (A) 円	(※2) 負担割合 (B)	負担対象額 (A)×(B)=(C) 円	軽減率 (D)	軽減後の 負担対象額 (C') 円	(※3) 負担区域 (E)/(F)	負担額:(G) (C')×(E)/(F) 円	1㎡当りの 単価 (G)/(E) 円
								負担区域内の1万㎡以上の事業者の事業場面積 ㎡ 負担区域内の事業場総面積 ㎡		
緑地の建設工事 (港湾環境整備施設の 建設・改良工事 (条例第4条第1項 第1号及び第3号))	■みなとみらい21地区 (1か所)	平成26年3月31日	277,033,850	1/16	17,314,990	0.34	5,811,057	横浜港臨港地区  $\frac{18,496,589.67}{23,948,195.80} \approx 77.24\%$ (※4) (※5)	4,488,219	0.25 [0.19]
緑地の維持工事 (港湾環境整備施設の 維持工事 (条例第4条 第1項第2号))	■大黒ふ頭 ■山下ふ頭 ■南本牧ふ頭 ■本牧ふ頭 ■金沢地区ほか ■みなとみらい21地区	平成26年3月31日	257,570,345	1/2 1/4 1/8	39,533,540	0.86	34,131,526	横浜港臨港地区  $\frac{18,496,589.67}{23,462,468.78} \approx 78.83\%$	26,907,520	1.46 [1.38]
公害防止対策 しゅんせつ工事 (汚泥その他公害の原因となる 物質のたい積の 排除その他の処理工事 (条例第4条 第1項第5号))	なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海面清掃工事 漂流物の除去その他の清掃工事 (条例第4条第1項第5号)	横浜港港湾区域	平成26年3月31日	124,493,088	1/2	62,246,544	1.00	62,246,544	横浜港臨港地区及び 横浜港港湾区域  $\frac{19,438,509.36}{25,103,651.16} \approx 77.43\%$	48,199,365	2.48 [2.78]
沈船処理工事 (漂流物の除去その他の清掃工事 (条例第4条第1項第5号))	横浜港港湾区域	平成26年3月31日	7,813,050	1/2	3,906,525	1.00	3,906,525	同上	3,024,940	0.16 [—]
合計			666,910,333		123,001,599		106,095,652		82,620,044 (工事費総額に占める 比率G/A=約12%)	4.35 [4.35]

軽減率について：事業者の負担額が急激に上昇することを緩和するため、適用します。

※1 負担対象工事：条例第4条に定める港湾環境整備負担金の徴収対象に指定する工事です。

※2 負担割合：港湾環境整備負担金の対象となる負担割合(条例第5条第1項の割合)は、当該工事による受益の度合い等を勘案して定めています。

※3 負担区域の面積：平成26年3月31日時点で横浜港臨港地区内に設置している工場又は事業場の敷地面積合計です。(緑地建設工事にあたっては、設置予定区域の面積を含みます。)

※4 緑地の建設工事の負担区域内の事業場総面積は設置予定区域を含みます。

※5 ≒%：負担区域内の事業場総面積に対する事業者の事業場面積割合を示します。

# 環境整備負担金負担対象工事位置図

平成 26 年 3 月 31 日現在

